

表3 実地審査での質問事項およびその回答

質問事項	回答
<ul style="list-style-type: none"> 液体水銀を保有しているが、処分は現状可能でしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> 水銀の廃棄（産業廃棄物として）は専門業者に依頼すれば現在も可能ですが、費用がかかるので、教育委員会にご相談下さい。
<ul style="list-style-type: none"> 執務記録は、従来から来校時の内容のみを記録すべきものと言われ、電話やメールのやり取りは記録していない。電話やメールのやり取りも記載すべきものでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> メールや電話のやり取りも学校保健安全法施行規則第四章第二十二条～第二十四条における学校三師の職務内とみなせますので、執務記録に記録をするようお願いいたします。
<ul style="list-style-type: none"> 昨年度、ダニ検査で、図書室の毛並みの高いじゅうたんで検査をしたところ検出され、薬剤、吸引で除去を試みましたが、今年度も検出された。どう対応すべきでしょうか。アレルゲンが残って取り切れないと思われるので、アレルゲンの対処方法は吸い取るほかに良い方法はないでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> 日常的に掃除機をかけて下さい。 ダニは50℃以上の熱で10分～20分以上または、60℃以上の熱ならばすぐに死滅します。薬剤を使用しない対処法として、スチームクリーナーやスチームアイロン（生地が傷むので、浮かすか、あて布をする）、布団乾燥機などでダニを死滅させ、死骸を掃除機で吸い取る方法があります。 カーペットに入り込んだアレルゲンは、掃除機で吸い取り切れない場合は、専門の清掃業者や駆除業者に相談してください。薬剤の使用は、望ましくありません。
<ul style="list-style-type: none"> 外壁の塗装工事をした場合、影響がありそうな教室等で有機塩素化合物の臨時検査は必要でしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校環境衛生管理マニュアル（平成30年度改訂版）p.168にある通り、外壁の塗装工事の場合も揮発性有機化合物の臨時検査は必要です。工事後、三週間程度たったのち、できれば室内と屋外の二か所で検査を行って下さい。 ※屋外の測定方法は厚生労働省「シックハウス（室内空気汚染）問題に関する検討会」の「室内空气中化学物質の採取方法と測定方法」を参照（屋外は、壁から2～5m離れたところで30分間の測定（アクティブ法）を2回実施。） 工事中は、業者の管理範囲です。引き渡し時の検査で基準値内であることを確認してください。

<ul style="list-style-type: none"> ・冬季の暖房はFF式ガスファンヒーターを使用している。この暖房機は燃焼排ガスを屋外へ排気するシステムであるが、この場合、CO、NO₂の測定は必要でしょうか。室内への漏洩の確認のために必要であるなら、定期検査での確認というより使用開始前の設備点検での確認が必要で、また、毎日の点検項目に入れなければ意味がないのでは。 	<ul style="list-style-type: none"> ・燃焼器具を使用している場合は、FF式であってもCO、NO₂の定期検査を行ってください。(器具の不具合等でのCO、NO₂の逆流も考えられますし、今の基準では、燃焼器具を使用していない場合に限り検査を省略できることになっています。) <p>日常点検項目にすべきでは、とのご意見ですが、「日常における環境衛生に係る学校環境衛生基準」の「換気」の項目で、「外部から教室に入ったとき、不快な刺激や臭気がないこと」がありますので、この確認を確実に行って下さい。(燃焼ガス特有のにおいがある。)COは不完全燃焼が起こった場合に発生しますが、燃焼器具を使用する場合は換気をし、不完全燃焼を起こさないように使用してください。不完全燃焼が起こった場合は、燃焼器具にススが付くなどの異常が現れますので、注意をするようにしてください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・天井に下向きに設置されている扇風機は回してよいか？昨年11月に、コロナ感染者がいた場合、扇風機の風でウイルスを広げてしまうので使用しないようにと、県教委から通知があった。扇風機を使用しないのは難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・扇風機は、人の方向に向けないよう通知が出されています。天井に下向きに設置されている扇風機をどうしても使用する場合は、壁や人に当たらない方向に向けて使用してください。熱中症対策のために天井の扇風機を使用したいならば、エアコンを使用してください。空気の流れを作るために、天井の扇風機を使用したいならば、教室の2方向の窓や扉を開け、ファン(サーキュレーターや置き型の扇風機等)を教室の外側に向けて使用してください。
<ul style="list-style-type: none"> ・黒板の色が「グレーに近い青色」とのことで、黒板検査用色票にない色で、測定できていないとのことであった。最近これまで使用されてない色の黒板が登場しているが、文部科学省は必ず検査用色票を作成するように黒板業界に要請したはずなのだが、メーカーに問い合わせてもないとのことであった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・文科省より全国黒板連盟と必要な黒板検査用色票を提供することで合意したとの連絡がありました。型番等を連盟に伝えると黒板検査用色票を販売してくれると思われますので確認ください。

<p>・給食室の衛生的管理の面から設備の改善の必要性を報告書で何度も上げているのに、対応してもらえてない状況をお聞きした。粘り強く改善を求めていくしかない。(要望)</p>	<p>・必要な設備の改善であれば、学校長の責任で教育委員会へ必要性を説明いただき、要望していただくようお願いいたします。</p>
<p>・フッ素洗口液ミラノール（劇薬）の保管、表示方法を教えてほしい。</p>	<p>・劇薬です。特に表示は不要です。盗難等の防止のための必要な措置をしてください。</p> <p>【参考】</p> <p><毒薬及び劇薬の保管>（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 48 条）</p> <p>毒薬及び劇薬は、他のもの（他の毒薬または劇薬以外医薬品）と区別して陳列、貯蔵しなければならない。</p> <p><毒薬等の適正な保管管理等の徹底について（盗難等の防止について）>（厚労省医薬局長通知）</p> <p>毒薬は医薬品の保管管理の適正化などの観点から、毒薬の帳簿を作成し、一定事項を記入し、3 年間保存する規制が加えられている。</p> <p>劇薬についても、劇薬の受払いを明確化し在庫管理を適切に行う等、劇薬の盗難・紛失及び不正使用の防止のために必要な措置を講ずること。</p>
<p>・調理室の近くに高置水槽と思われる 1 m³の水槽に膨張管と書いてある配管がある。これはどういうものか。設計図には見当たらない。</p>	<p>・膨張管とは、圧力を膨張タンク（水圧の変化を吸収、ウォーターハンマー防止）へ逃がす配管です。</p>